



福岡県医発第 956 号（総）

令和元年 7 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

独立行政法人福祉医療機構による
「働き方改革支援資金」、「地域医療介護総合確保基金の対象事業に係る優遇融資」、
「『無床診療所の新設』について融資対象範囲拡大」のお知らせ

盛夏の候、貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、日本医師会を通じ独立行政法人福祉医療機構より、「働き方改革支援資金」、「地域医療介護総合確保基金の対象事業に係る優遇融資」、「『無床診療所の新設』について融資対象範囲拡大」について周知・協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業の詳細については、URL (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/iryohikasituke/>) にて、ご確認いただけます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

日医発第 299 号 (年税 16)

令和元年 6 月 18 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

独立行政法人福祉医療機構による

「働き方改革支援資金」、「地域医療介護総合確保基金の対象事業に係る優遇融資」、
「『無床診療所の新設』について融資対象範囲拡大」のお知らせ

今般、独立行政法人福祉医療機構より、別添の通り、「働き方改革支援資金」、「地域医療
介護総合確保基金の対象事業に係る優遇融資」、「『無床診療所の新設』について融資対象
範囲拡大」についてのチラシの周知・協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員に対して、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業の詳細につきましては、以下のURLから
ご参照いただけます。

↓

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/iryohikasituke/>



民間病院・診療所の皆さまへ

福祉医療貸付部

～働き方改革関連法への対策はお進みですか～

「働き方改革支援資金」のご案内

平成30年に働き方改革関連法が成立し、平成31年度より医療機関は医療従事者等について、時間外労働の上限規制の導入（医師は5年間適用猶予）、一定日数の年次有給休暇の確実な取得、労働時間の状況の把握の実効性確保等に対応しなければならないこととされました。このような背景を受けて、当機構は働き方改革に取り組むに当たって、一時的に資金が必要となった病院又は診療所に対して、下記の優遇融資をご用意いたしました。

貸付限度額は最大5億円**償還期間は最長10年**

主な融資条件	働き方改革支援資金
貸付限度額※1	<u>（病院）5億円 （診療所）3億円</u>
貸付利率※2	<u>（病院）0.503% （診療所）0.503%</u>
償還期間※3 （うち据置期間）	<u>10年以内（4年以内）</u>
償還方法	<u>元金均等・元利均等</u>
取扱期間	<u>令和2年度まで</u>

※1：長期運転資金の既往貸付残高がある場合は、上記の貸付限度額から当該残高を控除した額が貸付限度額となります。また、既存の長期運転資金のお借入れと合算して当該限度額を超えることはできません。

※2：令和元年6月3日時点

：利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※3：償還期間によって、据置期間は異なります。

制度の利用に当たっては、**法人の決算状況が2期連続経常赤字であるなど、民間金融機関の支援が得られにくい病院又は診療所**に限ります。

《融資相談をご希望の皆さまへ》

まずはご状況をお伺いいたしますので、下記の連絡先までお問い合わせ下さい！

●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

ご連絡先

●開設地が東日本（北海道～三重県）：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

～病床構成の変更をお考えの皆様へ～

地域医療介護総合確保基金の対象事業に係る
優遇融資のお知らせ

2025年に向けて「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題とされているため、地域医療介護総合確保基金を創設。各都道府県に設置されています。

従前より、当機構では、基金を活用した事業を実施する病院・診療所に対して優遇融資を実施してまいりましたが、平成31年度（令和元年度）より新たに減床を伴う整備に係る建築資金のご融資について、更なる優遇融資をご用意いたしました。

融資率の引き上げ

貸付利率の引き下げ

主な融資条件		基金対象事業		通常の融資メニュー	
		減床を伴う場合	左記以外	病床不足地域	病床充足地域
融資率	建築	95%	90%	70%	60%
	土地	95%	90%	70%	—
貸付利率※		当初5年間、0.2%	0.5%	0.5%	1.0%
限度額	建築	限度額の設定なし		7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能	
	土地	限度額の設定なし		3億円	—
償還期間 (うち据置期間)		最長30年以内（最長3年以内）			

※令和元年6月3日時点：償還期間30年 完全固定金利制度の場合

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部
福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店
大阪支店 TEL 06-6252-0219
医療審査課 FAX 06-6252-0240

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

「無床診療所の新設」について 融資対象範囲拡大のお知らせ

地域包括ケアシステムを推進するための医療施設等の整備の観点から、従来、原則として診療所不足地域（※1）に限っていた無床診療所の新設事業について、平成30年度より、
「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新設にあたっては、診療所充足地域においても当機構の融資をご利用いただけることとなりました。

◆ 診療所 ◆

区 分	【平成29年度までの融資条件】	【平成30年度以降の融資条件】
対象施設等	[新設の対象となるもの] ・診療所の不足地域（※1） ・地域の実情により、新設が特に必要と認められる診療所（※2）	左記に加えて、 ・ 在宅療養支援（歯科）診療所 ・ かかりつけ医機能を有する診療所
貸付利率（※3）		0.4%

※1 診療所数調べ（（独）福祉医療機構）による

※2 ① 小児科、産婦人科等の特定の診療科を主たる診療科とする無床診療所の新設事業であって、開設地の属する市区町村内においてその診療科目と同一の診療科目を標榜する診療所数が当機構の定める基準に満たない場合

② 健診センターの新設事業

③ 指定通所リハビリテーション事業所を有する無床診療所の新設事業

※3 **令和元年6月3日時点**：償還期間20年 完全固定金利制度の場合

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約）時の利率を適用します。

《融資相談をご希望のお客さまへ》

まずはご状況をお伺いいたしますので、下記の連絡先までお問い合わせ下さい！

●ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

ご連絡先

●ご融資に関するお問い合わせはこちら

福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9940
医療審査課 FAX 03-3438-0659

●制度に関するお問い合わせはこちら

福祉医療貸付部 TEL 03-3438-9293
事業統括課 FAX 03-3438-0659

独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>